# 第12次交通安全基本計画
# （概要）

資料１

# 第12次交通安全基本計画について

# ＜第１２次交通安全基本計画について＞

**交通安全対策基本法（昭和45年（閣法））**
目的：交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与

**中央交通安全対策会議（基本法第14条）**
会長：内閣総理大臣
委員：内閣府特命担当大臣（交通安全対策担当）
ほか13大臣
**交通安全基本計画を決定**

**専門委員会議**
各方面の学識者等による会議において、次期交通安全基本計画についての意見を伺う

**中央交通安全対策会議メンバー**

会長：内閣総理大臣
委員：内閣官房長官
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣（交通安全対策担当）
内閣府特命担当大臣（こども政策担当）
内閣府特命担当大臣（金融担当）
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣

**交通安全基本計画（基本法第22条）**
①交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
②交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

**第12次交通安全基本計画（令和８年３月27日決定）**
**※計画期間：令和８年度～12年度**
〈道路交通の目標〉
・令和12年までに24時間死者数を1,900人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。
・令和12年までに重傷者数を20,000人以下にする。

（参考）
第11次交通安全基本計画（令和３年3月29日決定）
※計画期間：令和３年度～７年度
〈道路交通の目標〉
・世界一安全な道路交通の実現を目指し、令和７年までに24時間死者数を2,000人以下とする。
・令和７年までに重傷者数を22,000人以下にする。

**（参考）これまでの基本計画**

| 計　画 | 計画作成年月日 | 計画期間 |
|---|---|---|
| 第１次 | 昭和46年３月30日 | 昭和46年度～50年度 |
| 第２次 | 昭和51年３月30日 | 昭和51年度～55年度 |
| 第３次 | 昭和56年３月31日 | 昭和56年度～60年度 |
| 第４次 | 昭和61年３月28日 | 昭和61年度～平成２年度 |
| 第５次 | 平成３年３月12日 | 平成３年度～７年度 |
| 第６次 | 平成８年３月12日 | 平成８年度～12年度 |
| 第７次 | 平成13年３月16日 | 平成13年度～17年度 |
| 第８次 | 平成18年３月14日 | 平成18年度～22年度 |
| 第９次 | 平成23年３月31日 | 平成23年度～27年度 |
| 第10次 | 平成28年３月11日 | 平成28年度～令和２年度 |
| 第11次 | 令和３年３月29日 | 令和３年度～７年度 |

# 交通安全対策基本法（概要）

**目的（第１条）**
**交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与**

**交通安全対策会議等（第14条～第21条）**
(1) 内閣府に中央交通安全対策会議を置く
（会長：内閣総理大臣）
(2) 都道府県に都道府県交通安全対策会議を置く
（会長：都道府県知事）
(3) 市町村に市町村交通安全対策会議を置くことができる

**交通安全計画（第22条～第28条）**
(1) 中央交通安全対策会議は、以下の事項について交通安全基本計画を作成
① 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
② ①のほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
(2) 内閣総理大臣は、指定行政機関の長に対し、交通安全基本計画の実施に関して必要な勧告等ができる
(3) 指定行政機関の長は、交通安全業務計画を作成
(4) 都道府県交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画及び都道府県交通安全実施計画を作成
(5) 市町村交通安全対策会議は、市町村交通安全計画を作成することができる

**国会に対する報告（第13条）**
政府は、毎年、国会に、交通事故の状況、交通の安全に関する施策に係る計画及び交通の安全に関して講じた施策の概況に関する報告を提出

**関係者の責務、配慮（第３条～第12条）**
○ 国、地方公共団体、道路等の設置者等、車両等の製造事業者、車両等の使用者、車両の運転者等、歩行者、住民の責務
○ 国及び地方公共団体の施策における交通安全のための配慮

**国の基本的施策（第29条～第37条）**
(1) 交通環境の整備
(2) 交通の安全に関する知識の普及等
(3) 車両等の安全な運転又は運航の確保
(4) 車両等の安全性の確保
(5) 交通秩序の維持
(6) 緊急時における救助体制の整備等
(7) 損害賠償の適正化
(8) 科学技術の振興等
(9) 交通の安全に関する施策の実施についての配慮
※ 地方公共団体は国の施策に準ずる施策を講ずる(第38条)

資料２

# 第12次交通安全基本計画要旨

# 第12次交通安全基本計画　要旨

○ 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの。
○ **計画期間：令和８年度～令和12年度（５か年）**

## 計画の基本理念

・　人優先の交通安全思想の下、これまでの11次・55年にわたる取組において、道路交通事故死者数を過去最悪であった時と比べて６分の１以下にまで減少。次世代を担うこどものかけがえのない命を守るとともに、少子高齢化の進展に適切に対処するため、時代のニーズに応える交通安全の取組が求められる。
・　人命尊重の理念に基づき、交通事故被害者等の存在に思いを致し、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指す。
・　「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。
・　こどもから高齢者に至るまで安全に移動することができ、安心して豊かな人生を送ることができる社会を構築する。

## 道路交通の安全

交通事故死者数は、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最少を更新し続けていたが、令和５年は増加するなどしており、少子高齢化に伴い、交通事故死者に占める高齢者の割合が大きくなるなど、今後一層の高齢者対策が必要。
本計画の目標を達成し、世界一安全な道路交通を実現していくため、国民の理解と協力の下、諸施策を総合的かつ強力に推進。

【目標】
① **24時間死者数を1,900人※以下**とし、世界一安全な道路交通を実現する。
（※30日以内死者数2,300人）
② **重傷者数を20,000人以下**にする。

【対策】
＜視点＞
① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策　② こどもの安全確保のための環境整備
③ 歩行者の安全確保のための意識変容　④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
⑤ 外国人の交通安全対策の推進　⑥ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
⑦ 生活道路における歩行者等の安全確保　⑧ 先進技術の活用推進
⑨ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進　⑩ 地域が一体となった交通安全対策の推進
＜対策の柱＞
① 道路交通環境の整備　② 交通安全思想の普及徹底　③ 安全運転の確保　④ 車両の安全性の確保
⑤ 道路交通秩序の維持　⑥ 救助・救急活動の充実　⑦ 被害者等支援の充実と推進　⑧ 研究開発及び調査研究の充実

## 鉄道交通の安全

【目標】
① **列車の運転による乗客の死者数ゼロ**を目指す。
② **鉄道運転事故全体の死者数減少**を目指す。
【対策】
＜視点＞
① 重大な列車事故の未然防止
② 利用者等の関係する事故の防止
＜対策の柱＞
① 鉄道交通環境の整備
② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
③ 鉄道の安全な運行の確保　④ 鉄道車両の安全性の確保
⑤ 救助・救急活動の充実　⑥ 被害者支援の推進
⑦ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
⑧ 研究及び技術開発の充実

## 踏切道における交通の安全

【目標】
**令和８年度から12年度における平均踏切事故件数を令和３年度から７年度における平均踏切事故件数と比較し、約１割削減**することを目指す。
【対策】
＜視点＞
それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進
＜対策の柱＞
① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
② 踏切道の統廃合の促進
③ 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

## 海上交通の安全

【目標】
① **我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和７年と比較し約１割削減**を目指す。
② **ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模な船舶事故の発生数をゼロ**とする。
③ **救助率95%以上**とする。
【対策】
＜視点＞
① ヒューマンエラーによる事故の防止
② ふくそう海域における大規模な船舶事故の防止
③ 旅客船の事故の防止　④ 人命救助体制及び自己救命対策の強化
＜対策の柱＞
① 海上交通環境の整備
② 海上交通の安全に関する知識の普及
③ 船舶の安全な運航の確保　④ 船舶の安全性の確保
⑤ 小型船舶等の安全対策の充実⑥ 海上交通に関する法秩序の維持
⑦ 救助・救急活動の充実　⑧ 被害者支援の推進
⑨ 船舶事故等の原因究明と事故等防止
⑩ 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

## 航空交通の安全

【目標】
① **本邦航空運送事業者が運航する定期便について、死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロ**にする。
② **航空事故発生率、重大インシデント発生率及び地上作業、施設等に起因する人の死傷又は航空機が損傷した事態の発生率に関する22の指標で、５年間で約17%の削減**を図る。
【対策】
＜視点＞
① 航空安全対策の深化・高度化
② 航空需要増への対応及び安全維持・向上の一体的推進
③ 新技術・産業発展に伴う安全行政の新たな展開
＜対策の柱＞
① 航空安全プログラムの更なる推進
② 航空機の安全な運航の確保
③ 航空機の安全性の確保
④ 航空交通環境の整備　⑤ 無人航空機等の安全対策
⑥ 救助・救急活動の充実　⑦ 被害者支援の推進
⑧ 航空事故等の原因究明と事故等防止
⑨ 航空交通の安全に関する研究開発の推進

資料３

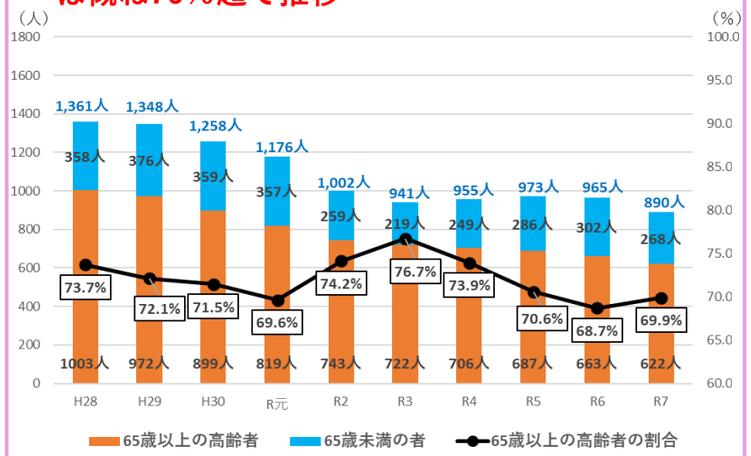
# 「道路交通の安全」における主な施策

※下線部は第12次交通安全基本計画で新たに盛り込む施策

# 高齢者、こどもを始めとする歩行者の安全対策（視点①②③⑦⑨）

## 現状

●全死者数のうち、歩行中が占める割合は36％前後で推移し、状態別で最多
●全歩行中死者数のうち、65歳以上が占める割合は概ね70％超で推移




歩行中死者数

## 道路交通環境の整備

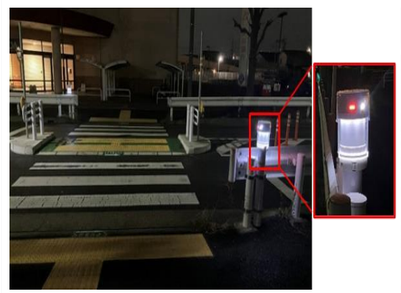
### 生活道路における交通安全対策

●「ゾーン30」や「ゾーン30プラス」の整備
●生活道路の法定速度を30km/ｈに引下げ




### 交通安全施設等の整備

●バリアフリー対応型信号機（歩車分離式信号、経過時間表示付き歩行者用灯器等）の整備
●道路標識・道路標示の高輝度化等
●センサー付きスポットライトや二段階横断施設の設置等による高齢者の交通安全対策



センサー付き
スポットライト



二段階横断施設

## 交通安全教育等の推進

### 交通安全教育の推進

●参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進
●歩行者や自転車に対する運転者の保護意識の向上



参加・体験・実践型の交通安全教育

### 普及啓発活動・指導取締りの推進

●反射材用品等の普及促進
●ハイビームの使用の意識付け
●無免許運転、飲酒運転等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締り
●可搬式速度違反自動取締装置を活用するなどした生活道路における交通指導取締りの推進



可搬式速度違反自動取締装置による取締り

## 歩行空間等の整備

●幅の広い歩道の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化等
●自転車道、自転車専用通行帯等の整備

## データを活用した交通安全対策

●交通事故データやETC2.0プローブデータ等を活用した効果的な交通安全対策の実施
●地方公共団体におけるデータを活用した交通安全対策の支援

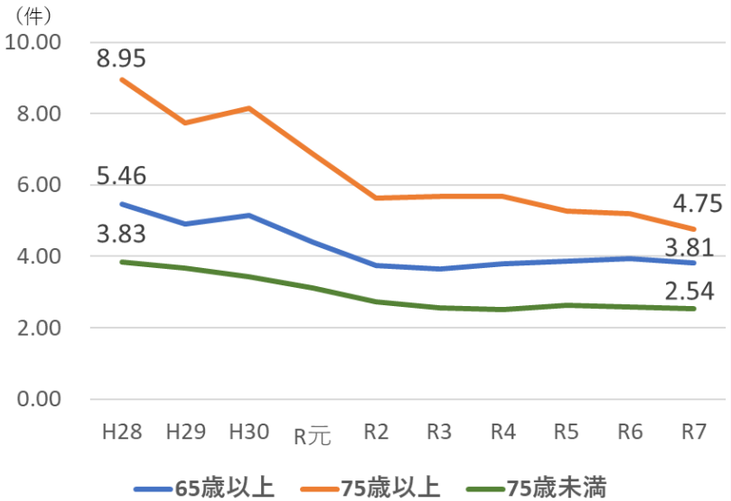
## 通学路の交通安全対策

●「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施等の継続的な取組の支援
●学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係機関が連携した、ハード・ソフト対策の推進

# 高齢運転者の対策（視点①⑧）

## 現状

●高年齢層の運転者ほど死亡事故を起こしやすい




免許人口10万人当たりの死亡事故件数

注１　算出に用いた免許保有者数は各年12月末の値
　２　第１当事者が一般原付以上の死亡事故を計上

## 高齢者の安全運転を支える施策

### 高齢運転者に対する教育等

●高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査等の実施、受入体制の拡充
●運転経歴証明書制度の周知等、運転免許証を返納しやすい環境の整備



運転技能検査の課題（段差乗り上げ）

### 先進安全技術の普及促進等

●ペダル踏み間違い時加速抑制装置、衝突被害軽減ブレーキやドライバー異常時対応システム等の性能向上・普及促進
●安全運転サポート車（サポカー）等に搭載されている先進安全技術を体験できる機会の整備

### 高速道路における逆走対策の推進

●逆走車に対して強く衝撃を与えるような段差や突起物を路面上に設ける物理的対策等の実施
●逆走車両を検知し、逆走車及び周囲の順走車に対して逆走情報を通知する技術の開発等



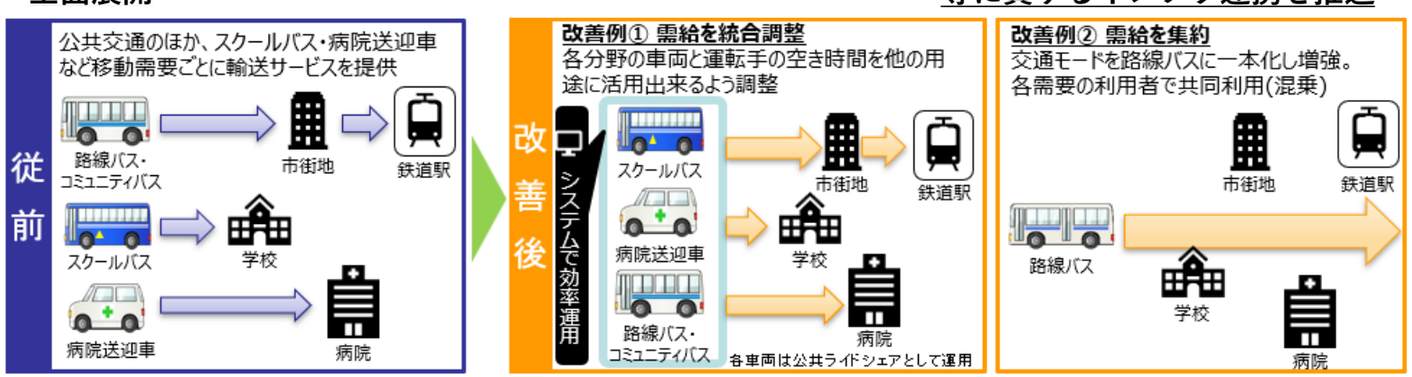
物理的対策（路面埋込型ブレード）




道路管理用カメラによる逆走検知・警告技術の概要

## 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策

●住民の移動手段の確保、「交通空白」解消に向け、連携と協働を推進して、地域交通のリ・デザインを全面展開
●公共・日本版ライドシェアの普及や、地域輸送資源のフル活用、共同化・協業化等の取組を推進
●高齢者等の移動手段の確保等に資する、自動運転の実現を支援するため、自動運転車の走行の安全性・円滑性の向上等に資するインフラ連携を推進

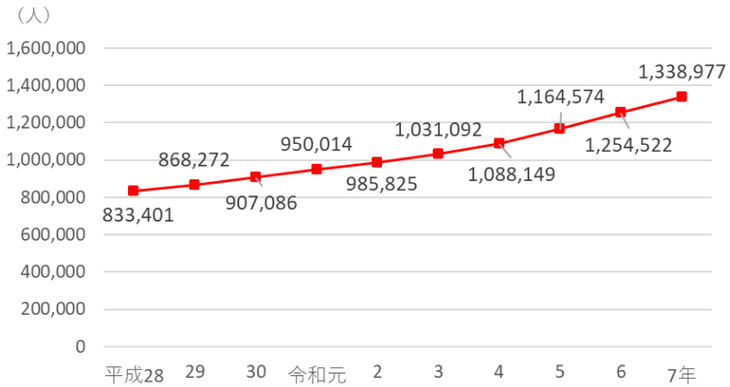



地域交通のリ・デザインに向けた様々な連携・協働の取組例
（交通と医療・福祉・教育等他分野連携による地域輸送資源のフル活用）

# 外国人の交通安全対策（視点⑤）

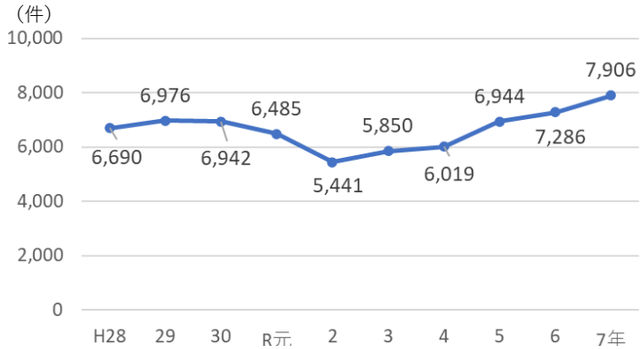
## 現状

**●日本の運転免許を保有する外国人は一貫して増加**




日本の運転免許を保有する外国人数

**●外国人運転者による事故件数は増加傾向**




外国人運転者による事故件数

注１　一般原付以上、第１当事者を集計
　２　外国人とは、日本国籍以外の者をいい、無国籍の者、国籍不明の者を含む

## いわゆる「外免切替」制度の厳格な運用等

●いわゆる「外免切替」制度について、令和７年10月に改正された新たな制度を厳格に運用
●免許更新時における多言語の教材の活用等により、外国人運転者に対する交通安全教育を充実
●今後増加する特定技能等の外国人運転者に対応し、円滑な免許関係手続が実施できるよう受入体制の強化

## 交通指導取締りの推進

●無免許運転等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進
●無免許運転等を行った場合における雇用者等の背後責任の追及
●外国人運転者による交通事故や交通違反の取扱い時における出入国在留管理庁との連携強化

## 交通安全教育等の推進

### 在留外国人への交通安全教育

●自国の交通ルールとの違いを踏まえた、日本の交通ルールの理解・徹底
●外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育の推進
●外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育の推進
●特定技能制度等における外国人運転者に対する雇用者や関係機関等による交通安全対策の充実



日本語学校における交通安全教育

### 訪日外国人等への普及啓発活動

●観光客等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動の推進
●訪日外国人を始めとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー事業者、特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者等と連携した多言語対応の広報啓発の推進



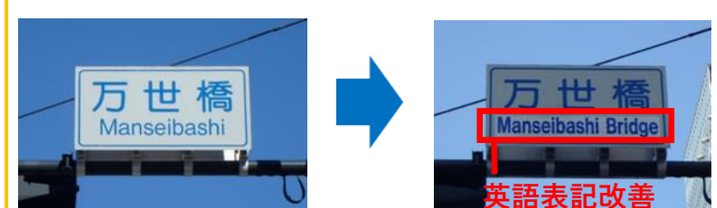

日本の交通ルールや事故を起こした場合の措置等を記載した外国語のリーフレット

## 分かりやすい道路交通環境の確保

●ルート番号等を用いた案内標識の設置、案内標識の英語表記改善、英語を併記した規制標識の整備、路面標示を活用した注意喚起等により、国際化の進展に対応




英語を併記した規制標識

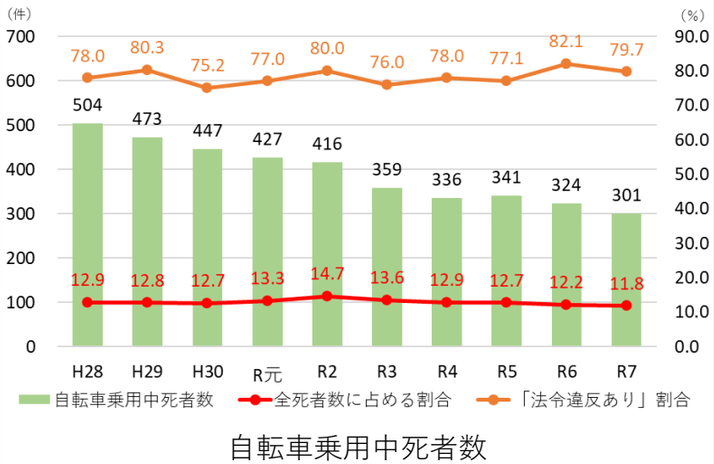



案内標識の英語表記改善

# 自転車の安全確保（視点④）

## 現状

●全死者数に占める自転車乗用中の割合は13%前後で推移
●うち法令違反ありの割合は80%前後で高止まり




自転車乗用中死者数

注　第１・第２当事者の件数を計上

## 交通安全教育の推進

●歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育の推進
●「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた多様な教育主体による交通安全教育の推進
●自転車運転者講習制度を適切に運用して違反を抑止

## 普及啓発活動等の推進

●「自転車安全利用五則」の周知による、乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルールの広報啓発
●ながらスマホの罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化に関する広報啓発
●自転車配達員への指導啓発
●今後施行される交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)についての広報啓発と悪質・危険な交通違反に対する取締り




## 自転車利用環境の整備

●歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備
●自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、沿道状況に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施
●センサーによる注意喚起看板の設置等中学生・高校生の通学中自転車の交通安全対策


自転車専用通行帯の整備



センサーによる注意喚起

## 自転車の安全性の確保等

●駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）や普通自転車の型式認定制度の周知及び適切な運用
●損害賠償責任保険等への加入促進

# 特定小型原動機付自転車・ペダル付き電動バイクへの安全対策（視点⑥）

## 普及啓発活動等の推進

●ガイドラインに基づき関係事業者が取り組むべき交通安全対策の一層の推進
●特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通ルールやヘルメットの着用効果についての周知・安全教育の強化
●ペダル付き電動バイクは、免許を要することなどの交通ルールの遵守について、販売事業者等と連携し周知




## 悪質・危険な違反者等への対策

●特定小型原動機付自転車の交通指導取締りの一層の強化
●特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者による悪質・危険な利用者のサービス利用停止措置等の導入の働き掛け
●ペダル付き電動バイクの交通指導取締りの強化と電動アシスト自転車として偽って販売する違法な販売事業者の摘発




## 車両への対策

●特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者に対して、新たな技術を活用した追加的な対策を講じるよう働き掛けの強化等、交通事故・交通違反の状況等を踏まえた更なる実効的な対策について検討